

事業の法人化への手続

POINT 機関設計が比較的自由になった「株式会社」
近年、設立が増えている「合同会社」は定款作成に注意

取引先から法人化の要請がありました。
事業の法人化には、どんな選択肢がありますか？

会社法の「会社」の種類

平成18年、新たに会社法が施行され、会社組織をめぐる法制度は大きく変わりました。この会社法の下で設立できる会社の種類は、従前からある「株式会社」、「合名会社」、「合資会社」のほか、新たに「合同会社」が認められるようになりました。他方、有限会社は、会社法施行に伴う有限会社法の廃止によって新たに設立することはできなくなりました。

設立が増えている株式会社

現在、最も多く設立されているのは株式会社です。現行法では、最低資本金制度が撤廃され、資本金がいくらでも株式会社が設立できるようになったことも影響しているでしょう。また、定款(会社)とその会社の基本的なあり方を定める根本規則)で定めることによって、比較的自由に会社の機関設計をすることができ

ようになりました。

たとえば、従前の株式会社では取締役3名以上による取締役会を設置することや監査役を置くことが必要でしたが、現行法では取締役会や監査役を必ずしも置く必要はなく、取締役1名以上がいれば株式会社を設立することができます。

取締役の任期も定款に定めることにより最長10年とすることも可能になりました。

設立が増えている合同会社

ところで、知名度はいまひとつですが、近年設立が増加しているのが、現在の会社法によって新しく創設された「合同会社」です。法務省の登記統計によれば、平成19年は6076件であった合同会社の設立が平成25年には1万4581件(数字は全国件数)に増大しています。

これは、株式会社と異なり定款の認証

(公証人に定款の内容が正当であることについて証明してもらうこと)が要らないことや、設立登記に必要な登録免許税が6万円である等設立費用が安く済むこと、株式会社のように定期的な役員の変更は不要で決算公告も不要であるなどランニングコストも低廉であること等が、これから起業しようとする人たちの間に浸透してきたせいかもしれません。

私の個人的な実感としても、介護・看護関係の事業で女性が一人もしくは少数で起業する場合等で、合同会社が特によく利用されているように感じます。

合同会社設立の注意点

合同会社の設立にあたっては、法務省のホームページ等を参照してご自身で設立登記申請を行う方もいらっしゃると思います。確かに法務省のHPに掲載されている合同会社の定款の記載例はわずか8条ですから、格別会社法の知識がなくても簡単に設立ができそうです。

しかしながら、合同会社の場合は株式会社よりもずっと広範に定款自治が認められているので、あらかじめ定款で定めて

おかないと後あと事業運営に支障を生じる事項や、定めることによって株式会社よりもずっと自由な事業運営ができる事項が多々あります。

一例を挙げれば「社員(株式会社でいう株主のこと)が死亡した場合に、その死亡した社員の持分をどうするか」といった事項です。

静岡商工会議所(TEL0542535113)では毎月1回、司法書士会静岡支部による無料相談会を行っています。司法書士総合相談センターしずおか(相談予約TEL0542893700)でもご相談を受け付けています。起業や会社設立にあたっては、ぜひ、これらをご利用いただき、事前に専門家にご相談されることをお勧めします。

回答



司法書士
下田代博之 さん